

感 感 発 0626 第 14 号
令 和 8 年 6 月 26 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課長
(公 印 省 略)

蚊媒介感染症に関する特定感染症予防指針の一部改正について

蚊媒介感染症に関する対策については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）に基づき策定される蚊媒介感染症に関する特定感染症予防指針（平成27年厚生労働省告示第260号。以下「指針」という。）に沿って実施することとされています。

今般、厚生科学審議会感染症部会における議論を踏まえ、指針を別紙1のとおり改正いたしました。主な改正内容等は下記のとおりですので、貴職におかれましては、御了知の上、貴管内市町村（保健所を設置する市を除く。）に周知していただくようお願いいたします。

記

第一 改正の趣旨

指針は、感染症法に基づき、蚊媒介感染症に係る原因の究明、発生の予防及びまん延の防止等を図るために定められ、少なくとも5年ごとに再検討を加え、必要があると認めるときはこれを変更することとされている。今般、蚊媒介感染症に関する世界的な状況の変化や、都道府県等（都道府県、保健所を設置する市及び特別区をいう。以下同じ。）における蚊媒介感染症対策の課題及び蚊媒介感染症の研究開発等に係る状況の変化等を踏まえて再検討を行い、改正を行うもの。

第二 主な改正内容

○以下の内容を追加する。

- 1 近年の蚊媒介感染症患者の世界的な増加、インバウンドの増加、気候変動等を背景に、輸入感染症例を起点とした国内感染拡大の可能性への対策強化の必要があること。（改正後の指針前文関係）
- 2 国内感染症例が発生した場合の初動対応においては、都道府県等が重要な役割を果たすことから、平常時からの備えを着実に実施する必要があること。
 - ・ 都道府県等におけるリスク評価及び行動計画等の整備について着実に実施すること。（改正後の指針第一の三関係）
 - ・ 都道府県等及び市町村は、国内感染症例の発生に着実に備え、必要に応じて、平時から殺虫剤の備蓄等について検討すること。（改正後の指針第三の二関係）
 - ・ 空港及び海港周辺における媒介蚊の侵入状況等の調査において、国内に定着していない媒介蚊又は国内に常在しない蚊媒介感染症の病原体を保有する媒介蚊が見つかった場合、港湾区域等衛生管理運営協議会を通じ、空港関係者等への注意喚起を行うとともに、都道府県等や空港関係者等と連携して駆除等の措置を行うこと。（改正後の指針第三の三関係）
 - ・ 都道府県等及び市町村は、職員の人材の養成を着実に実施すること。（改正後の指針第六の二関係）
- 3 蚊媒介感染症の研究の効果的な実施のために、最新の知見を踏まえつつ関係機関等とも協力して実施することが重要であること。（改正後の指針第五の二及び三関係）

○その他所要の改正を行う。

第三 適用期日

告示日（令和8年6月26日）から適用する。

第四 その他

- 1 指針の改正に合わせ、国立健康危機管理研究機構が策定する以下の手引き等も改訂する予定である。
※改訂後、改めて周知予定。

- ・「デング熱・チクングニア熱等蚊媒介感染症の対応・対策の手引き 地方公共団体向け」
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/0000163947.pdf>
- ・「デング熱・チクングニア熱・ジカウイルス感染症等の蚊媒介対策＜緊急時の対応マニュアル＞」
<https://id-info.jihs.go.jp/manuals/arthropod-borne/mosquito-borne-infections-guidelines/20190423/index.html>
- ・「蚊媒介感染症の診療ガイドライン」
<https://www.mhlw.go.jp/content/000477538.pdf>

2 別紙2のとおり、蚊媒介感染症に関する対策として、行動計画等や蚊のサーベイランス結果等を公表している自治体もあることから、行動計画等の作成やサーベイランスの実施に当たって参考とすること。

3 今回の改正において、第一の三及び第三の三の2に、蚊媒介感染症に感染したものと診断された際に献血を控える期間を「治癒後あるいは症状消失後も一定期間」と記載したところである。この一定期間については、日本赤十字社のウェブサイトにおいて蚊媒介感染症ごとに目安の期間が示されていることから参照されたい。

- ・日本赤十字社ウェブサイト「献血をご遠慮いただく場合」
<https://www.jrc.or.jp/donation/about/refrain/>